

平成 23 年度第 2 回 沖縄県障害のある人もない人も暮らしやすい地域づくり
県民会議（障害者県民会議） 議事録

平成 23 年 10 月 19 日（水曜日）13：00～17：00

場所：沖縄県中央保健所 3 階大会議室

出席者（18 名）高嶺豊委員、西原千男委員、長位鈴子委員、新開秀雄委員、
仲川福俊委員、比嘉豪委員、高良幸勇委員、川勝さゆり委員、照喜名通委員、
伊佐直樹委員、島村聡委員、田中寛委員、岡野真由美委員、村上尚子委員、
高江洲誠委員、照屋守道委員、下地雅美委員、前城ヨシ子委員
欠席者（1 名）新垣佳子委員

【* 第 2 回障害者県民会議の議事録の作成にあたっては、委員各人の個人的な
部分については省略または概要として記載しております。】

喜舎場班長

皆様、こんにちは。定刻となりましたので、これより平成 23 年度第 2 回沖
縄県障害のある人もない人も暮らしやすい地域づくり県民会議を開催致します。

本日は、お忙しい中、この会議にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日の会議の進行は、前回に引き続き、県障害保健福祉課計画推進班長の喜
舎場が勤めさせていただきます。宜しくお願いします。

それでは、会議に入ります前に、本日の会議の資料の確認をさせていただきます。

お手元に配布資料一覧がありますが、資料の不足等がございましたら、事務
局までお申し付け下さい。宜しいでしょうか。資料 1 の委員名簿につきまして
は、前回お名前等の誤字がありましたので訂正させていただきました。

また、資料 3 は前回、第 1 回障害者県民会議議事録要旨となっておりますので、
内容等をご確認下さい。委員の方からできるだけ前に頂きたいということ
もありました。議事録については、取りまとめておりますので、全体の発言記
録については、後日提供いたします。

議事に入ります前に、各委員に、ご協力をお願い申し上げます。

前回にも申し上げましたが、本日の会議には、聴覚障害のある委員が参加さ
れており、2 名の方が手話通訳としてついております。

また、今回から要約筆記の方もお願いしております。

その関係で複数の方が同時、又は早口でお話されますと、手話通訳・要約筆
記に支障が生じる恐れがありますので、どうぞご配慮の上ご発言お願い致しま
す。

それから、各委員におかれましては、発言される場合に、挙手をして頂きますと、マイクを事務局がお持ちしますので、マイクのご使用を宜しく願います。

また、本日は高良委員が所要のため少し遅れるとの連絡がありましたので、お知らせ致します。それから田中委員、新垣委員が少し遅れているようですが進めさせて頂きます。

それでは、これからの議事の進行につきましては、高嶺会長に願います。宜しく願います。

高嶺会長

皆さまこんにちは。第2回の県民会議になりますが、今日は天気がよく快適な日になっておりますが皆様いかがでしょうか。今日議事に入る前に一つお願いがありまして、皆様色々な専門分野の方もいらっしゃいますが、メンバーの中には当事者の方もおられますので、お話する時は出来るだけ具体的にお話して頂きたいと思っております。

それではこれから議事に入りたいと思いますが、最初は各委員の意見発表から初めていきたくとも思いますが、前回事務局から説明ありましたように、当会議の正式名称でもありテーマである「障害のある人もない人も暮らしやすい地域づくり」について、各委員のお考えをお聞きしたいと思っております。

たくさんお話して頂きたいところですが、時間の関係上からお一人5分間程度を考えております。宜しく願います。

それでは、委員の名簿順に行いたいと思っておりますので、最初は私の方からという事で私の方から始めさせて頂きます。

5分間の中でお話出来ればと思っておりますが、私からは自己紹介を含め、私の経歴をお話したいと思っております。

(委員の経歴等について説明)

このようなことが無ければ私は今の私では無いのじゃないかと思っていて、やはり障害者に対して高等教育というのはとても重要だという事を実感した訳であります。

その後1974年にハワイ大学に留学しました。当時車椅子でしたが、ハワイではキャンパスはほとんどバリアフリーでほとんど建物にエレベーターがついておりました。障害は同じなんです、環境が変わる事により、自分の自由度が凄く変わった訳です。

そこで、やはり障害というのは肉体的な制約ではなく、肉体と環境の方も関

係して重要だという事が分かった次第であります。

沖縄では不自由していたんですが、ハワイでは車椅子で自由にキャンパス内を動く事が出来ました。

大学を卒業し、ハワイの自立生活センターに就職をし、アメリカ人の障害者の権利意識というのを学びました。

アメリカ人というのはどんなに重度の障害があっても一人の人間として尊厳を持って生きたいという事を立証しており、同じ人間でありながらなぜ障害があることにより地域で生活できないか。なぜバスや電車に乗る事が出来ないか。同じ建物に入れられないのか。そういった疑問を社会に発していました。

私は、日本から行った当時は日本では分に甘んずるという考えがあります。

障害があれば、不自由であたりまえだ。障害になった人が運が悪い。

自己責任だから社会のせいにはしないで欲しいという障害にあまえるなという概念が当時の日本にはありませんでした。

私も当時まではそういう風に思っていました。

しかし、アメリカの障害者というのは、障害者の自立を妨げるのは、社会にある様々なバリアである。例えば建物の物理的バリア、情報へのバリア、制度のバリア、一番大きいのが偏見、差別のバリアというのがある。

社会のバリアを除去する事に運動を励んでいるという状況がありました。

それから彼等にとっては権利という者は与えられるものではなく、主張して勝ち取るものだという思いが強くあったと思うんです。

自分達が行動を起こさなければ何も変わらないという意識が強く感じられました。

アメリカでは障害の問題は単なる福祉の問題ではなく権利の問題として捉えられておりました。

ですから障害があるないに関わらず人生は一回ですから、しっかり自分達で自主的に生きていかなければならない。障害を言い訳にして生きていく事はしない。一方日本では障害になると人生をあきらめなければならぬという風な雰囲気がありますが、一般的に日本人は我慢をする、諦めるという事がなんとなく美德の様に思われておりますが、アメリカではそうでなかったです。

私が留学をした1970年代はアメリカにおける障害者への受容が大きく変わった時代であります。

これは1973年にアメリカではリハビリテーション法というのが改正され、公的機関での障害を理由にした差別が禁止されました。

その中で実は合理的な配慮の欠如が差別に当たるという考え方が既に示唆されております。

これは、障害者にきちんとした配慮をしない欠如しただけでもこれは差別に

あたるという概念ですが、この概念は2008年に、障害者の権利条約の中で世界的な基準として取り入れられております。

この概念は障害者の基本法、今年改正された障害者基本法の中に合理的配慮をするようにという事が入ってきています。

これは日本人にとっては凄く新しい考え方だと思いますけども、こういった事も含め、出来れば県民会議で十分に議論して頂きたいという風に思っております。

以上私の発表を終わります。

西原委員

こんにちは、西原といいます。

(委員の経歴等について説明)

例えばトイレの表示が専門的な人じゃないとわからないだろうと。手すりに点字を貼っているのかとか、それからトイレという表示がありますが弱視の方にあの高さでは見えないじゃないのかという事を思いました。

それから現実的な話ばかり申し上げますが、各市町村長の部屋に行きますとそれぞれ市町村の空中写真があります。それは、小学校、中学校、高等学校ほとんど名称が振られております。

ところが特別支援学校ほとんどが振られておりません。

それで市町村長へ、どうして特別支援学校はないんですかと聞く事があります。

それから、どこの市町村にもあると思いますが、市町村の小学生、中学生を対象とした行事がある場合、市町村の小、中または私立の進学校には文書が行きますが、障害がある子ども達の学校には文書が発送されないといった事をされます。

それから育英会についても市町村では高校の方では、皆委員が出る様になっておりますが。特別支援学校からも、沖国、琉大、沖大といったところに障害のある子ども達が進学するんですが、そういう情報を障害のある学校の関係者が育英会の委員にならないという状況もあります。

それから、障害児保育を申し込む時に、申し込み用紙があるんですが、障害児保育は欄外に※印で障害児保育の欄に○または×をつけるという形で便宜的に書類が作られているなという事があるんですね。

それから、新学年とか運動会の時にスーパー等に行くと、どこどこの入学おめでとうというチラシがあり運動会おめでとう等ありますが、そこにも特別支

援学校の名称は出てこないという事もあります。

そういった所に声を掛けるといった事もあります。

それから、今、各市町村の例規集を集中的に読んでいます。

例規集の中で、育英会の規約がどうなっているのか等、市町村の適就（沖縄県心身障害児適正就学指導委員会）の規約がどうなっているのか等、そういったのを読みながら障害のある子ども達がこういった風に市町村の中で位置付けられているのかなという風に思います。県の適就の委員もしているのですが、こういう事がありまして、要するに知的障害の男の子を畑につれてきて裸で走りなさいという事も普通にあって、男子に対しそういった事をするという現実があるのです。私たちの周りにはそういった障害があるという事で、周りに不利益を被るといいますか、そういった事がないように会では、声掛けをしております。

高嶺会長

今、お話の中で「適就」という言葉がありましたが、そこを説明して頂けますか？

西原委員

インクルーシブ教育とありましたので議題になるんだろうと思います。

沖縄県心身障害児適正就学指導委員会というのがございまして、これは日本全国そうですが、障害のある子ども達が就学をする際に学校保健安全法で就学時に、健康診断をなささいという規定があります。

それで障害のあるという場合には教育委員会はちゃんと治療を勧告したり、それから、養護学校への就学というのを指導しなささいというのが学校保健法の中に記載されているんです。

その時には保護者の意見、教育、心理学、医学、学識経験者の意見を重々聞いて上がっていく就学基準というのがあり、視覚障害であれば0.3未満の方であれば、盲学校対象という基準があるのでそれぞれの基準に合致する子どもたちを市町村は市町村で、通常の学級で学習するのか、以前あった特殊学級で就学するのか、養護学校に就学するのかという議論をして頂いて、それで養護学校にという事であれば沖縄県心身障害児適正就学指導委員会の方に市町村から名簿をあげていただくと、それで再度審議をして頂いて、この方は肢体不自由の特別支援学校で良いのではないかという判断をする組織があります。

ただ、判断であって最終的な就学通知というのは県であれば県の教育委員会、市町村であれば市町村の教育委員会が通知を出すという事で事務にはそういった形でその子のニーズに合わせた就学先学校の審議をする形になっております。

長位委員

(委員の経歴等について説明)

それは1996年ですが、当時今は亡き、沖縄病院に居た新門さんが、地域の中に出たいという言葉がずっと聞いていて、まさか彼が出られるはずが無いと思いながら、でも彼を応援したくて、自分に出来る事があるんだっただけだと思い関わり始め、その時も含め私は自分が障害があるから何も出来ないという風に思っていましたし、障害のせいにしていましたし、自分の学力等チャンスを全て断っていたんです。

でも、障害者運動に関わる事により、段々自分達には権利がある。人権、同じように生まれてきて歳をとるまで同じように他の人達と人権があるんだという事である弁護士先生から教えられました。

その時にそうかと思い、それから段々自立生活センターにのめり込み、現在では123団体、北海道から沖縄までありますが、その代表をしたり、1998年に初めて国際会議がハワイであったんですが、そこに参加してみないかという事で何も分からない私が行く事により、初めて目からうろこで、凄い重度な呼吸器を付けている人達や電動車椅子に乗っている人達でも、どんどんパーソナルアシスタントを使いながら、意見を発言しているんです。

それは私にとって凄くカルチャーショックと初めて自分達の生きている意味が分かった様な気がします。

それから障害者運動、沖縄でもどんなに障害があっても生まれてきても地域の中で生きて行っても良いんだという信念を持ってやっています。

現在は相談が凄く多いんですが、その中で施設にいる人達が地域に出たいと言った時、地域で生活していく為のトレーニング、これを自立生活プログラムというんですが、それをしたり、それと現在普通学校に行っている障害児の相談も段々多くなり、やはりその子達が受けられるはずの教育権利がなかなか学校の配慮のなさで不登校になったりしている子ども達も多くいます。

それをなんとかしたいと思っているのが現在の考えです。とにかく教育問題からスタートし、大人になり、一般社会人になっていくという事、普通の子ども達と同じ経験をして行きたくて私はこの県民会議の委員に入りたいと思いました。後は、条例づくりもずっとすすめてきました。

照屋委員

5分という事でいわれましたが、この全員が5分以上話しているんですが、長

くないですか。

高嶺会長

5分程度でお願いします。全て意見を言えなくても構いません。

新開委員

(委員の経歴等について説明)

例えば、最近になりますと、電動車いすを使うようになり分かったんですが、障害者用駐車場まず開いていません。

だれが使っているかというところ普通の方々です。

スーパーに入りますと、大手のイオンさんなんかは広いですが、広くてもワゴンセールでワゴンが置いてあり、通りにくいといった状況で、他の所では障害者駐車場があり中に入れても通路が狭くて通れない。

数年前、東京で杖をつき電車に乗ると、優先席が電車の中にあるんですが、分かってはいましたが誰ひとり変わる事は無い、電車に乗り走っても何回か駅で降りて休むしかない。

自分がこういった身体になって思ったのは、世の中は健常者、大多数の人達、マジョリティの為の社会、インフラ、そういったもので成り立っているんだなと、それで頑張って駐車場やシルバーシートを作ってもモラルに頼り、お願いしますという所では結局どうなるかというところ、9割の良い人達はそういった所頑張って、1割のモラルの無い人達がそういった事に無関心な人達にとって良い社会になってきているんだと思います。

それを是正する為には、やはり教育や法律の中での規制というのも多分必要なのではないかという風を感じている所です。

私はアメリカに住んだ事があるんですが、アメリカでは障害者用駐車場にとめると駐車違反です。そういうのがモラルだけに頼る社会、また全くそういった教育が無い所で、インフラ整備した所で活かされてない社会が自分の中で見えてきているという風を感じる様になりました。

またこれから先色々発言させて頂きますので宜しくお願い致します。

高嶺委員

ありがとうございました。

引き続き仲川さん。お願いします

仲川委員

(委員の経歴等について説明)

これから色々な会議がありますがそこら辺で意見を言っていきたいと思いませんので宜しくお願いします。

高嶺会長

ありがとうございました。

それでは比嘉委員

比嘉委員

(委員の経歴等について説明)

これまでで思った事は、耳が聞こえない聴覚障害という事について、一般の人になかなか理解して頂けない難しい障害だと思っています。単に聞こえないだけという範囲で思っている方が多いようです。

聞こえないが為にその裏で見えない障害がある、重い障害があるという事については、なかなか社会の方達に理解をして頂けません。そういった面で聴覚障害者が社会に参加出来る機会があまりない、なかなか出来ないという印象があります。

その事情を分かって頂く為に私もここに参加させて頂いております。

今の社会ははっきり言って音の社会です。音があるから日常生活を営めると思います。聴覚障害者は逆に音の無い社会にいますので、世界が全く違う所に住んでいる。

その人達が社会と一緒に生きていくという事が大きなカギになると思います。そういった垣根をなくす為、意見をもっと出していきたいと思っています。ご協力をお願いします。以上です。

高嶺会長

比嘉委員ありがとうございました。次が高良委員ですが、遅れるという事ですので後に回したいと思っています。それから新垣委員も風邪でお休みだという事ですので、その次の川勝委員お願い致します。

川勝委員

川勝さゆりです。

(委員の経歴等について説明)

今でこそ私は回復してきてはいるんですが、人それぞれ、その病気も違うし抱えている症状も違うんですが、精神疾患は治る治らないというのは人により違って、数年で良くなったり、何十年も苦しんでいる人もいますし、一生治らないという風にいわれている人もいます。

それで一度治っても再発してしまう人もいます。

主に精神障害というのは目に見えるものではないから誤解が生じ易く、はたから見たら普通じゃないかという風に見えたりしますので、甘えている、怠けているという風に思われる事もあるんですが、私も実際調子が悪い時はそれがありました。

自分の中でこの様に生きたい、この様に生きないといけないというのは頭ではわかったり望んだりしたりしても努力でどうにもならなかったりして、自分で自分をコントロールしきれないというもどかしさというものは精神障害にはあるんじゃないかと思います。

それで今日の自分に出来る事も明日調子が悪いと出来なくなる事だってありますし、そのずっと調子が良い状態が続いても、調子を崩すといつ回復出来るかという見通しがつかなくて、入退院を繰り返す人もいます。

それと、薬の問題というのもあり、薬というのは精神当事者には必要なもので自分自身をサポートしてくれる、とても大事なものではあるんですが、副作用がありまして、それによって日常生活であったり社会生活に困難が生じてきたりもします。

長く患っていても未だに薬が定まらない人もいますし、病名も定まらない方もいらっしゃると思います。他のどの障害にも言えると思うんですが、精神障害の場合は社会との障壁というのは就労、住居、長期入院等様々あると思いますが、そういった問題をどう解決していくのかという時に具体的な解決策というのが浮かばないんですが、その障害者自身に可能な努力という事も必要だと思いますし、周りの人は正しい理解と受け入れる姿勢というのを持つ事が大事だと思います。

その正しい理解というのは、その病気そのものをきちんと理解しないといけない、完全に理解するという事ではなく、それは同じ精神当事者でも病気が違うとどのように苦しんでいるのかというのは自分が体験していないから分からないですし、同じ病気であっても症状が違えばその苦しさは分からないので、その自分が体験していない、経験していない事というのはどれだけ大変かわか

らない事だと思えます。

でも病気、障害によって苦しんでいる、大変なんだという事を理解してもらえたら良いのかなと思えます。

それが分かれば実際にその人は生活上どの様な困難があつて、その症状や病気によってどんな生活の支障が生じるのかという事を知ってそれに合わせた対応と配慮というのをしてもらえたら生きやすくなるんじゃないかと思えます。それが、分かったら周りの人も困惑しなくても済みますし、精神障害を抱えている人間も安心して住みやすい、お互いが安心して生活できるようになるんじゃないかと思えます。

精神障害を抱えているとおかしい人間じゃないかという風に思われる、そういった風に思わない人もいますがそういったイメージがあるんです。

そういった事じゃなく生きづらさを抱えた同じ人間である。人間として尊重される事が大事だと思えます。以上です。

高嶺委員

ありがとうございました。それでは、照喜名委員お願いします。

照喜名委員

皆さまこんにちは照喜名と申します。

(委員の経歴等について説明)

ですが今回沖縄の方で難病の2文字が障害の種目の中に入るといふのでとても喜んでおります。障害の在り方ってなんだろうという所で髪の毛が薄い人や胸が小さい人は障害があると、人によってはそれが全て障害になってしまうという事があるんですが、それも個性として、あるもの、残されたものを大事にする事が必要になってくる。もう一つはALS(筋委縮性側索硬化症)という病気があり、発症して2~4年で自分で呼吸が出来なくなってくる病気があるんですが、障害になるのは分かっているんですが、障害になってからじゃないと色々な器具、制度が受けられないんです。

分かっているのに前もって練習、申請が出来ないのでそういったのを今後調査していきたいと思っています。

高嶺委員

それでは次の伊佐さんお願いします

伊佐委員

沖縄県身体障害者福祉協会総務課の伊佐と申します。

九州の身体障害者代表者会議の方に参加させて頂いております。

先月は九州の身体障害者代表者会議に参加してきましたんですが、九州では初めて条例が制定された熊本県の常務の方と少しお話する機会がありまして、やはり今、日本国内の流れというのは条例の方各県つくってきているんだというお話頂きました。

また来月も九州の身体障害者の福祉大会がありますのでその中でお会いして、情報を頂けたらまたこの場で提供出来たらなという事で考えております。

私たち沖縄県身体障害者福祉協会は県内の41市町村の身体障害者団体を取りまとめる役割を果たしていると思います。

現在、定例会が年3～4回開かれておりまして、障害者の制度、それから各種啓発広報活動を話合う場となっております。

その中でやはり権利条約関係の話もされておりまして、出来るだけ情報を提供するにはしております。

今回条例づくりの目的は、障害者の皆様に対する沖縄県民の理解を深め、障害者の権利を擁護する為の施策を推進し、沖縄全県民が障害の有無に関わらず社会の対等な構成員として暮らす事が出来ると。共に生活できる社会の実現に向けたものとする事が重要だと認識しております。

その為には、目に見える障害のみならず内部機能障害の方も含めた内容をより掘り下げた、より多くの意見を取り上げて、条例づくりに役立てていかなければいけないのではないかという事で思っておりますので、今後ともよろしくお願ひします。

高嶺委員

ありがとうございました。続きまして、島村委員お願ひします。

島村委員

皆さまこんにちは。沖縄県の社会福祉会の島村と言います。

今回、実は社会福祉会として入っていますから全国の社会福祉会のネットワークがありますので、今回ペーパーがありますので、役割としては、出来るだけ全国の情報というのを入れられたらいいという風に考えています。平成21年に全国調査をかけたので私もその委員としてやりました。

何をしたかという権利擁護という側面から障害者の置かれている実際の生の姿をデータで出してみようという事で全国にある2341の相談支援事業所と障害者就業・生活支援センター246に調査をかけまして、約4割ぐらいの

回収率となっております。

時間が無いので簡単に言いますが、権利擁護が必要と思われた事例が約6割です。つまり何らかの関わりをしないとまずいという事例が6割で、さらに経済的問題で経済的搾取にあっている等、本人の意思決定に問題がありという風にとれた件数が約4割ぐらいずつある。問題は虐待ですが、虐待という言葉は厳しいですが、実は高齢者の虐待は決まりがあって、それにあてはめる、高齢者虐待防止法にあてはめて考えた場合に23.6%、疑われる事案は25.8%合計約5割ぐらいがそういった実態があります。

つまり60%の半分、3割はそういった生々しい事例があるという事でこれはかなりの件数になります。件数に直すとですね。

それでその分析をさらに掛けてみると細かい話は飛ばしますが、虐待に関わってくるのがどうしても親になると言う事です。

これは残念ながら親子関係がずっと続いてしまうんです。

年齢を越えていっても親子が密着せざるを得ない経済的状況や家庭環境、経済といった社会環境ですね、社会がそれを見守る事の出来ない、それが為に内部で虐待問題が起きやすいという事が明らかになっております。

裏面の方に、それだけで良いのかという問題では無く、精神的に学ぶ必要があるだろうとやっている所がある。

北海道、札幌や長野、西宮、いわきという所へ行ってきました。そこで取組をいろいろ聞いてみたら、取り組めば取り組む程虐待事例が明らかになっていくという事が一言で言えばあります。

つまり、目に見えない所でいろいろな事が行われていますが、ちゃんと入れば入るほど明確になるし対応策も見つかるという事です。

結果としてここに書いてありますが、被虐待者の特徴で、被虐待者が知的に、あるいは判断能力が著しく低下している等の事が明らかにある。

SOSが出せないという事がやはり問題になっております。

虐待する側も虐待者自身が障害を持っているという様な事案であるとか、不適切対応、要するにこれが虐待なのかという事を分からずに虐待しているケースがある。そういった事もデータとして明らかになっております。それで当然システムとしてケアマネジメント、介入権限、法的措置ですね。

そういった事の必要性等と当然出てきています。

今日は時間が無いので、下にホームページのアドレス入れていまして、今回の調査の報告書、全てダウンロード出来る様な形になっておりますので、それを是非ご覧になって欲しい。

私から言いたいのは先駆けて取り組んでいる所の学びというのをやはりこの委員会の中でも取り入れていかないと、なんらかの提言というのはなかなかし

にくいのかなと思いましたが、その辺りもヒント等随時入れて行けるようにしたいと思います。以上でございます。

高嶺会長

ありがとうございました。続いて、田中委員お願いします。

田中委員

皆さまこんにちはは沖縄県手をつなぐ育成会、田中といます。

育成会というのは全国組織の知的障害のある保護者の団体という事で沖縄県の中でも 1500 名の会員様がいらっしゃるそういった組織です。

(委員の経歴等について説明)

それから、当時の美咲養護学校、それから高等特別学校、PTA に変わっていきながらいつの間にかこういう障害の方達との触れ合いが増えてきた、そして知れば知るほど知的という障害に対する考え方がいかに世間で馴染みがないかと、特に知的自身の定義が無い。

厚生事務次官の通知である療育手帳制度についてというそういったものに対して、そういう制度であると、実際に知的が日本に何人いるのだろうか、他の障害の方達は 355 万人ほどいらっしゃるのに知的は 55 万人、人口の比率でいうと 2%~3% ぐらい実際にはいらっしゃる、だけど手帳が無いという事で障害ではないのだという認識等、そういった事で色々な問題がまだまだ私たちが大勢の方に知って頂けない様な事があるのではないかと考えております。

今回権利条例に出ている、先ほど高嶺会長もおっしゃった、合理的配慮というのも実は知的の方達に一番大きな、有意義であるそういった事なのかなという事もあり、また一人一人の価値観の違いという事からモラルの事だったり、そういった事もあると思います。

沖縄のより大勢の方達に実際に、権利条例が出来て、沖縄県でも条例がいくつあるか私自身知りませんので、この条例が出来たから全てがという意味では無いと思いますが、そこに行くまでにより大勢の方達に現状を知って頂く、そういった中で我々が知的の特性というものを少しでもお話出来る機会、また勉強する機会があればと思い参加させて頂いております。

これから長い間関わる事になると思いますが、宜しくお願いします。

高嶺会長

ありがとうございました。それでは岡野委員。

岡野委員

こんにちは。沖縄県精神障害者福祉会連合会の岡野です。

(委員の経歴等について説明)

川勝さんからもお話ありましたが、精神疾患というとまだ偏見を強く持たれている部分がとても大きい所がありますが、さらに精神科医療の入院中心の隔離収容の医療がさらにその偏見を深めている所だと思います。

今回仕事で5月にイタリアの精神保健福祉のシステム見学に行ったんですが、そこで感じたのは本当に偏見無く、このサービスが利用できるシステムに変えていく事が大事だという事を強く思いました。

例えば、日本だと精神科の病院だと鉄格子があり、とても深刻な危機的な状態の人は保護室という部屋に隔離されて、トイレと布団がそのまま敷かれ、同じ部屋に敷かれている様な所に閉じ込められるような状態があるんですが、イタリアの場合そういった隔離する部屋というのは作られてなくて、私が一番びっくりしたのは、鍵も無く、危機的な状態にある人でもカーテンがイタリアの旗の色の緑と赤のカーテンが掛けられた所で、本当に明るくて清潔感のある所で休める、治療が出来る医療がありました。

それでそういう医療やサービスがそういう場所である事により偏見や差別もずっと日本より少ないんだなというのを感じましたし、そのためにも地域の人達に向けて、精神疾患で危機的な状態というのはどういった事なのかという説明会を重ねたり、文化活動を通して地域の人達の交流を深めて理解が変わってきたというお話も聞いてきました。

この会の活動も、ここで話し合われる事が色々な人達に関わって本当に地域が変わっていく様に皆で取り組めて行けたら良いなと思っています。

宜しく申し上げます。

高嶺委員

ありがとうございました。

出来れば良い事例があったらまたこの会の中で紹介してもらえればと思います。それでは、村上委員申し上げます。

村上委員

こんにちは。弁護士の村上尚子です。

(委員の経歴等について説明)

今も色々な問題というか、どうにか出来ないかという相談に来る方に対し、もちろん弁護士ですから法律を使ったらどういう事が出来るか、どういう手続を取れるか、救済が出来るかという事についてアドバイスをしてその手続きをして行くのですが、やはり法律が無い分に関しては限界があるんです。もちろん日本国憲法は素晴らしいもので全ての人が平等で、全ての人に基本的人権があるという事が定められているんですが、それを具体化する個別の法律、条例がないと、実際には壁にぶち当たる。

そういう意味で今回、沖縄県の条例づくりの会に参加出来るという事は私にとってとても自分が目指したものの一つの何か、自分自身の今後の仕事の上でも自分のポリシーをちゃんと何か進めていく意味でも良い機会を頂いたなと思っています。本当に何らかの具体的な条例が無いと実際問題、今何かしたいと思っても救済出来ないという意味で、今回は障害者の方のという事なんですけれども、沖縄県が障害者の方にとって暮らしやすい県になるという事は他の弱者の方、私は主に女性、子どもの方の問題を扱う仕事が多いんですが、そういう意味で本当に弱者の方が生きやすい地域になればいいなと思っています。この東北の震災で原発問題でも本当に考える事は、全て効率良くなんでも便利に、なんでもスピーディーにという今の社会の視点をやはり変える必要があるなという事も日々思っていますので、これを県民会議で私自身も勉強させて頂きたいと思っています。以上です。

高嶺会長

ありがとうございました。この県条例で単に障害者の生活だけじゃなく、沖縄全体の活性化になればと思っております。それでは高江洲委員お願いします。

高江洲委員

沖縄県バス協会の高江洲と申します。今日一人5分という事でお話頂きまして、県内のバスの状況等について簡単に説明出来たらなと思ひまして、手元の資料、これも含め簡単に説明したいと思ひます。

障害者の方に対してましては、バスの運賃割引制度というのを導入しておりまして、全国一律の制度が身体障害者と療育手帳をお持ちの方に対する割引制度で50%引き、それと一律でなくても個別に分けて精神障害者に対する割引、これも同じく50%となります。車両としましては、車イスでも乗れるノンステップバスというのがあるんですが、県内ではノンステップが8台、ワンステップが40台ぐらいあるんですが、スロープ等付けて対応している車はこれより少なく

なります。あまり導入進んでないんですが、その点に関して、配られている資料がですね産経新聞で2010年1月に掲載されている記事なんですが、東北地方の事例という事で紹介されているんですが、沖縄でも似たようなは事情がありまして、地方の自動車大体似た様な形になるんですが、中古車で車の代替え進めているんですね。それで中古車というのが安く買って、それを修理して使っているという形なんです。ノンステップとかそういう福祉に対応した車両が大体2000万円ぐらいしまして、補助があってもなかなか手が出ないという現状にあります。

そういったものもありまだ導入が進んでいないという所であります。今後中古車が出回ってきたり補助に理解が得られるようになればもう少し良いと思いますが、現状では補助を活用して年間1台できるかどうかという所なんです。そういった所がありまして、対応する為にわざわざ連絡として運行状況確認してもらったりとか、予約とるような事をしてもらったりとかという状況になっております。

そういったのをなるべく解消できるように出来たらなと思っておりますので、手短であります。バスの現状という事で以上です。

高嶺会長

ありがとうございました。県内では公共交通というとバス以外ありませんので、その辺ではバス会社だけでなく公的な支援も含めやって頂けたらなと思えます。それでは照屋委員をお願いします。

照屋委員

こんにちは。ハウス産業の照屋と申します。経済団体は中小企業家同友会に所属しているんですが、中小企業家同友会で障害者問題（健障者委員会）の委員長として今仕事をさせて頂いております。

（委員の経歴等について説明）

同友会の中で言っている事はいきなりその障害者を雇用するという立場では無く、とりあえずその学校関係者、子ども達の実習を引き受ける、それからその障害者理解を進めて頂くかという事をしているんですけども、確実に進んでいるんですがまだまだという状態ではあります。同友会でもあるんですが、今回も条例づくりなんです。中小企業振興条例という条例制定を今進めています。3年前沖縄県もその条例を策定いたしました。

去年の12月に那覇市が取り入れました。今現在私が取り組んでいるのが沖縄

市で取り組んでいるんです。

中小企業振興条例もそうなんですが、今日のこの会議もそうなんです。条例をつくるのが目的ではないと思うんです。

作った条例をどういう風な形で地域、県民の皆さんそれを利用するのも含め、それを周知して頂く、周知する為にはそれをどういう風な形で実行するかがとても大切な事ではないかという気がするんです。

そういった問題はかなり難しいのはわかります。中小企業振興条例に関して、沖縄県の振興策もあつたりします。

なぜあえて中小企業振興条例なのというのが出ています。

でも細分化する事でもっと掘り下げていく事により、今我々が直面している現実につきあたるんじゃないかと、その時に解決の策があれば良いかなという事で今回も条例づくりという事で参加させてもらっていますが、実は昨日こういった事がありました。

私の知人に鬱を克服した女性がいるんですが、この人の就職先を紹介してくれないかという事で、保険会社を紹介したんです。

そしたら社長は大喜び、我々は地域で仕事させてもらっているからその障害者を雇用しますという事で社長は二つ返事でOKしたんです。

その事を社員に会議の時報告したら「社長！とんでもないですよ、この人達何かあったら自分達の権利主張で私たち訴えられるという事がありますから採用取り止めして下さい」という事を言われたという事で社長がびっくりして来ているんですよ。

社員がこういった事を言ったので、照屋さんどうしましょうかと言ったら「玄関をノック叩いてコンコンコンといっているのに話も聞かないでいきなりシャッターを下ろすという事しますか」と「あなた達も保健という商売、お客さんの所に行ってノックして私はこういう者ですと言われた時に、話も聞かないで保険屋というだけで玄関のカギをかけられたらあなた達はどのような気がしますか」という風な事を言ったらその一言で、「大変恥ずかしい思いしました、私たちも障害者雇用取り組んで行きます」という形で、OKのサインをもらったんです。

大きな問題がありました。何名か社会保険入っていない社員がいるんですよ。その人達を全員加入させなければ障害者の雇用、トライアル雇用、それから職適、全て出来ませんという事で新たな問題があつて、今それは宙に浮いている状態なんですね。この問題、行政も交えながら障害者にとって、使い勝手の良い権利条例になればいいかなと思いました。

高嶺委員

ありがとうございました。使うための条例をつくっていきましょう。それでは下地委員お願いします。

下地委員

みなさんこんにちは、株式会社レキオスの下地と申します。

(委員の経歴等について説明)

住む場合なのですが、恐らく自分の所有物件に住むか、無い場合は借りるかだと思います。

沖縄の場合、賃貸事情がかなり大きくて、持ち家比率が全国的に見ても低い、という事は賃貸物件に住まわれている方が多いんです。

昔はやはりお貸しするアパート等も少なく、なかなか大家さんの方で貸ししぶりみたいな事があったんですが、現在は供給過剰でかなりの物件が余っているという風に統計学的には出ていると思います。

しかし、皆さんの立場からいくとなかなか貸してもらえなかったりという事があったり、もしくは借りたくてもニーズにヒットする物件がなかったりという事があるかと思います。

そういった形の相談を良く受ける事がきっかけで、那覇市、浦添市、豊見城市、沖縄市、名護市で居住支援という事で居住サポート事業という事をさせてもらっています。

この中で感じるのは私たちの会社メインでしているのは家賃保証とってお家賃が払えない方の立て替えをして、返せるように健全な支払い能力に戻る様な支援をする事業がメインなんですけど、そうしますとそこには障害者とか健全者とかいう垣根がないんです。

正直、大多数の99%の健全者の方々が払ってもらえなくてとか、払わない理由が払えなくて払わないのじゃなく、別に使って払わないとか、そういった形の別の社会的問題が沖縄には大きくあって、そういった中の金銭的な心配もあるんですけど、建物を壊されたらどうしようとか、隣の人に危害を加えられたらどうしようとか、そういった中の問題等をやはり抱えている周りの人、恐らく人が一人で生きていけないという事で地域と言っていると思うんですが、その当事者だけでなく周りの方々も含めての支援体制をどうしていくかというのは凄いいつも悩むところでもあります。

しかし、こういったきっかけがあって私もどちらかというと、プログラマーの仕事に始まり営業をしながら、こういった形の場に接する事が出来るという事は、正直今日で19名の多くの方の意見を聞いたりする事で気づく事が出来る

と思うしそれで学ぶ事出来て、実践するという形に繋げていければなと思っています。

恐らく、私がここにいる役割の一つは、うちの会社が先程からいう様に不動産関係の事業をしているものですから、協会の方とまた持ち帰ってこの賃貸不動産の会社にこういった形の啓蒙活動、あとオーナー様ですとか、逆にいうとそこに住む人々というのは逆に言うと地域の人、会社の人等に伝える事が出来たりとか、社会問題になっているものに関しては何かしらの事業、サービスに変えて、実現していく形に変えて行けたらと思っています。

正直こういった業界の事というか、福祉の事は素人ですが、自分の出来る範囲の形でやっていきたいと思っておりますので宜しくお願いします。

高嶺会長

どうもありがとうございました。それでは前城委員

前城委員

こんにちは。株式会社ニックの前城と申します。

私共はお仕事としてクリーニング業務ですね。

おしぼりと産婦人科等にお送りするオムツ、そういうものをクリーニングしています。もう一つの事業舞台が、ティダカフェという皆さんもご存じかもしれませんが、港川と新都心の方に2店舗程もっております。

その中で30年前ぐらいから知的障害を中心に雇用をしております。それで、私が考えている、皆さん企業にとっては凄く定着が悪いというんですが、うちの場合凄く定着が良く、新しい方を迎える事がなかなか難しい。

それで、最高22名まで雇用した事があるんですが、今現在15名います。7名辞めた理由としましては、親御さんがサラ金ですか、そういったこの子の給料を担保にし、お金の借入をして、給料の差し押さえが2件程ありました。

本人は分からないで借りているのも分からないし、この担保に入れられているのもわからない状況、そういった中で親御さんが支払えなくなって、会社側にその請求がきて初めて会社が分かったというそういった事で辞めた子が一人います。

(委員の経歴等について説明)

凄く会社が大好き人間で、今日は休みだからいいですよといっても出勤して、会社は総合警備いれているんですが、その中でも入ってきて、騒動を起こす場合がございます。

もう一人が筋ジス、確か今そういう方が何名かいるみたいですが、筋ジスで一日はちょっと無理だという事で半日だけ働いて頂いている方もいます。

そういう風にして知的障害を中心に雇用しておりますが、うちの会社にとってはほんとに気持ちのいい子ども達なんです。

決して利害があつてとかじゃなく、損するからとか、得するからとか、後は良い目でみられたりとかそういう計算を全く持っていないんです。

健常者が、仕事中に会話をして、無駄話になったりした場合に、障害をもった子というか社員から注意を受けて、どうしてそんな人から注意を受けないといけないのと反対に健常者が辞める場合があります。うちの会社の場合。ですからちょっと変わっているかと思うんです。

通常ですと、助成金を受けながら3年間は雇用するというのがほとんどだと思います。でも私共は、お互いに自立をしていこう。それぞれが自立する中でお金が儲かったと、その中で能力給で皆様に配布しましょうというのが、基本姿勢なんですね。お互い成長していきましょと。そして社会貢献していきましょと。

そういう理念を持っておりますので、それぞれに応じたお給料を出しております。最低5万円から14万円までおります。助成金まったく一人も受けておりません。もし経営が上手くいかないようでしたら、それは助成金に少し委ねるかもしれませんが、今現在はそういった事は全くしておりませんので、そういう所からしますと、雇用業界からの、感謝状みたいなのが年1度あるんですね。例えば勤続何年ですと、こういう賞が与えられますとか厚生労働省からなんとかが与えられますとか、そういったものに少し御縁が薄いです。

というのは学校関係からまず、就職の、中小企業家同友会の方がそういう事をやっていますよという事をおっしゃっていましたが、それを受け入れた中で、今まで続いてきているものですから、雇用協会を通してないんです。職安も、そういう中で勤続何年であろうと感謝状を頂いていない子ども達が沢山います。ですからちょっと私はおかしいんじゃないかと思うんですが、申請すればそれなりに認めて頂いて、厚生労働大臣賞を頂いたりとかという事は何年か前にございますが、今後もそういった風に企業が、仕事を見つけて頂いて、それから施設だとか、作業所等も積極的に仕事の内容を確保出来るようにして頂きたいなど。例えばうちの場合にイヤホン、機内のイヤホンを扱っているんです。

洗浄イヤホン、洗浄して機内にお届けするという仕事もしているんですが、そういうものを作業所の方に提供しますと、作業所の指導員の方に断られてしまう事があるんです。

そういうのじゃなく、新しい仕事を、受けられる受け皿を指導員も持って頂きたい。

いろいろな例題沢山ございますが、今後そういった形で参加できますように、それから一番ネットワークが大切だと思っていますので沢山の関連会社、もしくは施設の方々がいらっしゃるので、多くの事を学びたいと思いますので宜しくお願い致します。

高嶺会長

ありがとうございました。それでは最後に高良委員お願いします。

高良委員

(委員の経歴等について説明)

一つは沖縄県腎臓病協議会の会長をしているのと、那覇市身体障害福祉協会の会長をしております。

そういう意味では、この沖腎協という所は透析患者や移植者患者で構成されている団体ですが、これが沖縄県で4000名近くの透析患者がおりますが、移植者も含め、会員は750名ぐらいです。

それから、那覇身協という所は那覇市の障害者の中で身体障害者を扱っている所です。身体障害者4つありまして、一つは聴覚障害者(耳が不自由な方)、視覚障害者(目が不自由な方)、肢体不自由者といまして、例えば車イス、あるいは脳血栓で倒れ歩行が困難という方と、内部障害といって、私の様な腎臓やまたは肺等が悪い人です。

それで構成され、今900名の会員で構成されております。

その中で私が感じた事を申し上げますと、先立って沖縄県の平成16年につりました、第3次沖縄県障害者基本計画、これはとても素晴らしいもので、ただひょっとしたらこの基本計画の具体化ををかなりやらないといけないと思います。実現に向けた過程の中で今度の条例が位置づけられるんじゃないかと、この精神はとても良く、ただ、具体性が若干欠けているのかなと思いました。

それから考えれば恐らく障害者権利条例は良いものが出来ると私は信じております。ただ私は先立って、このどんなに良い法律をつくっても条例をつくってもそれを使う人が、自分の権利として使わない限り意味をなさない。

つまり、権利の上に眠ると、その権利は保護されない、守られない。権利は行使しないとイケない。

しかしながらその権利を行使する事が出来ない人も障害者にはいる訳です。だから権利を行使する前提として、やはり介助する人達も家族もその条例について詳しくならなければいけない。

もう一つは社会との接点において社会がこれがまた分からないといけなから。
すから。

それは、やはり社会が熟知される為には県を始め市町村にこの法律の啓発義務をかす事が最も重要だと思ひます。

この条件を申しますと、筋ジストロフィーという病気がありまして、これが重症化した方で寝たきりなんです、この方が障害者囲碁大会に出場した時に、私はこの方と当たったんです。

しかし彼の言葉が聞き取れない。囲碁は磁石式で壁でやるんですが、その時介添者は囲碁わからないんですよ。囲碁はわからないんですが、彼のいう言葉がよくわかるんです5-3とか4-2とかいうとうってくれるんです。

それで私は不覚にも負けてしまいました、そういう風に介添えが家族があるいは社会が、この法律をわからない事には、権利の実現のしようがない。

その様に考えれば、やはり周りの人がこの法律を周りの人にその法律の中身を啓発する事が必要ではないかと感じました。以上です。

高嶺委員

ありがとうございます。以上で全ての委員の発表が終わりました。

今日は新垣委員が欠席ですが、御意見伺いました。大変ありがとうございます。これからまた色々な御意見を伺う機会があると思ひますので更に色々御意見出して頂きたいと思ひます。それでは、次の議題に移りたいと思ひます。次は事例ヒアリングについて説明して頂きたいと思ひますので事務局の方宜しくお願い致します。

里村参事

福祉保健部参事の里村でございます。

事例ヒアリングにつきまして、ご説明させていただきます。失礼して座って説明させていただきます。資料2をご覧ください。

当会議におきましては、障害者の権利擁護の推進の為、障害を理由とする差別等の実態把握、その解決の為の取組方策を検討していく事になります。

その、大きな柱の、障害を理由とする差別等の実態把握。これの実施要領の案でございます。ポイントだけご説明させていただきます。3番の対象者でございますが、障害当事者を基本とし、必要に応じて障害当事者の家族、障害者関係団体、についても対象とする。

ヒアリングを行う当事者等につきましては別紙1をご覧ください。前回事務局が提案しました団体に委員からその後要望があった団体を追加してございます。それから、資料戻って頂いて、ヒアリングの4番、ヒアリング期日、時間

でございますが、本年10月～12月の期間に実施を致しまして、その後も必要に応じた行方と考へております。ヒアリング時間は1回当たり2時間と考へております。

5番のヒアリングの場所以でございますが、関係団体との調整の上、県民会議委員がヒアリング先に訪問して行方という事としております。6番ヒアリング事項ですが、ヒアリング事項は、(1)障害を理由とする差別や不利益な取り扱ひ(2)その時期・場所・関係者、それからめくって頂きて、(3)そのような事例をなくすためどのような取り組みが求められるか、こういった事をヒアリングするという案でございます。

7番、8番は後程別紙2、別紙3で説明したいと思ひます。

最後9番目の個人情報取り扱ひですが、このヒアリングにおいて得た個人情報につきましては、個人情報の保護に関する法令等を重視し、情報公開する場合にはその目的の範囲内で、あらかじめ本人又はその家族を含む関係者の同意を得て進めるという風にしております。

続きまして別紙2をご覧いただきたいと思ひます。事例ヒアリングの方法ですが、調査票の場合は1の(1)に記載してあります。

2番ヒアリングの全般の留意点ですが、まず分かりやすく、委員の皆様が障害者県民会議の委員が実施致します。調査表は、どのような状況で差別が行われたのか、分かりやすく記載して頂く、それからヒアリングには十分な意見聴取ができるよう、話しやすい雰囲気づくりに努めて頂きたい。その結果は障害者県民会議に置いて報告をするという事でございます。

実施の基本原則3番ですが、1チーム6名から7名程度の委員で実施を致します。

原則として、対象者の同数程度、ヒアリングを行う委員数は対象者の同数程度という風に考へてあります。次の(2)ヒアリングの日時の調整でございますが、事務局においてヒアリング対象者や、家族等と調整した上で委員にお知らせをしたいという風に考へてあります。次のページをお開き頂きたいと思ひます。

(3)の調査上の調査実施の実施上の留意点、あるいは質問の仕方や順番。

先程、全体的に話易い雰囲気等、留意点を書きましたが、さらに細かい留意点を(3)に記載させて頂いてあります。

どういふ調査票でやるかは11ページ以降、別紙3の1、3の2、これに事例ごとに記載をして頂くという事で考へてあります。非常に簡単ですが、以上で説明とさせて頂きたいと思ひます。ご不明な点とかご質問頂ければと思ひます。

高嶺会長

ありがとうございます。この説明に対し、ご質問あれば。

伊佐委員

すみませんこのヒアリング団体についてまだもう幾つか追加というのは出来るのでしょうか？実は沖縄県友声会辺りも抜けているのかという所があるんです。

高嶺会長

それでは事務局の方で。お願いします。

里村参事

問題ございませんので、他にもこういう団体というのがございましたら言って頂けたらと思います。

高嶺会長

まだ可能だという事ですので、他に。

長位委員

私は別紙で高嶺会長に追加で出しているんですが、今の説明の中では、障害をもっている人達が、言葉で説明が出来る人達を対象にしている気がするんです。

先日、私は琉球病院の方にある知人を訪ねて行った時に、本当に凄まじい環境の中で置かれている、やはり知的障害、聴覚の人たちが、やはり沢山いるという現状があるんです。

それで、その人達自身にはヒアリングは出来ないにせよ、私はやはりこれから沖縄で条例をつくっていく中で、そういう言葉なき言葉の人達の事も含め、考えて行かないといけないような気がしてならないんです。

先程事務局の方からは、15団体の中に入っているからというのがあったのですが、琉球病院のような最大の医療ケアとか、誰でも対応が出来ない様な人達もそこにいるという事を知っていく為にどういう方法があるのかを考えて頂きたいという事を思います。

多分親御さんも自分達の子どもがそこにいるという事も知らせたくないという声を聞いた事があって、実は琉球病院というのは親御さんからお願いされ、縛られて自分の息子が可哀相で、薬飲まされて、なんとか見てきて欲しいという依頼があったので、私たちは本人を訪ね行ったのですが、そういう人達をどうすればヒアリング対象になるのかを少し考えて行きませんか？

高嶺会長

もっと御意見聞いて後から事務局の方でも。それでは比嘉委員。

比嘉委員

沖縄県聴覚障害者協会の比嘉です。

要望が二つあります。一つは言語聴覚士を入れて頂きたい。ヒアリングをする際のその場面に言語聴覚士の方を入れて頂きたいという事と、手話通訳者を伴っていく訳ですが、そうなると思います。

その通訳者を出来るだけ、一人では無く複数でお願いしたいと思います。ヒアリング対象者が多ければ多いほどコミュニケーションに支障が出ますので、通訳者を派遣する際は2名～3名でお願いしたいです。

高嶺会長

手話通訳の体制で依頼があります。それでは岡野委員。

岡野委員

質問なんですけど、ヒアリングのやり方のイメージが掴めなくて、ヒアリングを対象団体という案が上がっていますよね。別紙2の9ページを見ていますが、チーム分けがされていて、6～7人の団体で対象団体に行くという事と、ヒアリング日時については、事務局において、ヒアリング対象者や家族等と調整した上で委員にお知らせしますとあるんですが、今対象団体が上がっていて、前回の話だと対象団体から個別にこういう人の所にヒアリングに行ったらいいんじゃないかという事で細かく、例えば沖福連の話ですが、沖福連は家族会なので当事者の方に沖福連を通して対象者を紹介したりとかいう形になる訳ですよ、その所にこの大人数で行くというのは・・・

高嶺会長

恐らく、ヒアリングの場所に当事者の方を招いてそこでお聞きするという風なイメージじゃないかと思うんです。

場所には既に、ヒアリングの当事者の方がいらっしゃるというイメージだと思うんですが、この辺も含め、ご返答頂きたいです。先程長位さんが、本人がお話出来ない場合は、そういう状況を視察するという事も含め、ヒアリングの中に入れたらどうかという提言だと思いますので、そういう場面も含め、既に柔軟に対応できないかどうか事務局の方でお願いしたいと思います。

金城課長

障害保健福祉課長の金城です。

座って説明させていただきます。

まず岡野委員と長位委員の部分ですね、ちょっとダブる部分もございますのでご説明させていただきます。まず、今回提案しましたヒアリングは、この団体をキーにすればほとんどの障害当事者の御意見が聞けると思っております。この団体に直接聞くのではなく、団体を介してどういった方々が良いのかという風な、団体が抱えている小さな団体、家族であるとか、ご本人の集まりがあると思しますので、そういった所に伺う調整をしていただければと思います。

それはこの団体を通して御紹介して頂ければ具体的に我々が調整をして、その場所に行きます。長位委員からの8ページの資料については、意図がよく分からなかったものですから、国立病院関係とかですね。実は例えば、整肢療護園であったり、一心療護園であったりという所は、沖縄県の身体障害者福祉協会から調整してそういった団体に行ったらどうかとか、もしくは、那覇市身体障害者福祉協会の方を介して、そういった団体に行ったらどうかと、ただ、距離的なものもありますので、必ずしも、身体障害者の療護施設で必ず一心療護園に行かないといけないということではなく、類似の施設であれば宜しいですかという調整をさせてもらい、この団体を介してそういった所に行きたいと思っております。今回のヒアリングの基本的な部分は当事者からお話を聞きたいという、いわゆる差別事例がないかとか不利益的取扱いがないかというのをまず把握しましょうと、いわゆる実態把握をしようという事ですので、具体的に自分がどういった事と言えないというのは次の段階で確認出来ればと思っております。

必要であれば、そういった部分でどういったメンバーでどういう風に見に行くかとか、それも見に行ったらどういう風な形でそれを取り扱うのかというのをもう少し検討してもらってからが良いのかなと思います。

まずは差別の実態把握から先にしてもらいたいと思っております。

次に比嘉委員からございました言語聴覚士の部分も、言語聴覚士という方に聞くのであれば、別の機会に改めて、調整をしたいなと思っておりますが、あくまでまずは、障害当事者の方の差別であったり、不利益的な取扱いという部分を聞きたいと。それにあわせて先程ヒアリング要領でありましたが、関連する介護者の方がもしいらっしゃるのであればその時にその場で一緒に聞ければという形ですね、原則障害当事者の方をメインとしてお願いしたいと思っております。もう一つ比嘉委員からございました、コミュニケーションの環境ですね、10ページの(3)の実施上の留意点のマルの4番目に、適切な専門職員を配置するという事で複数の形の配置を対応していきたいと思っております。そういう風な

状況でございます。

もし、確認したい事がございましたら、またお願いしたいと思います。

高嶺会長

それでは川勝委員。

川勝委員

ヒアリングの実施についての（１）の実施上の基本原則の所の発言の項目なんですが、原則としてヒアリングを行う委員数は対象者の同数程度としまして、という所ですが、委員数は6~7人という事は各団体にヒアリングに行く場合、話を聞く方は大体6~7人という事なんですかね？そこを少し知りたいのと、あと一つは、精神の親の会は入っているんですが、当事者団体が入っていないので、那覇ピュアサポートネットワークも入れて頂けたらと思います。

高嶺会長

先程の質問に対するコメントはよろしいでしょうか？ヒアリングに行く体制に関して、事務局が準備されてる様ですので、何名で行くかというところと、チーム分けもされているようです。

川勝委員

対象者の同数という、ヒアリングを行う委員数も決まっていると思うんですが、その団体のヒアリングを行う、ヒアリングされる団体に来る人達が、委員の数と同じくらいなのかという質問です。

高嶺会長

そこも含めて、次のメンバーの構成も含め、お話頂きたいと思います

金城課長

人数が一番最初に聞きやすい雰囲気とか、話やすい雰囲気という事で委員が沢山いらっしやると、委員が沢山いて、相手が少ないと話しづらいただろうという事で、事前に大体何人ぐらい見えますという人数把握が出来れば、ある程度チーム分けした方を、全員お願いする場合がありますし、少し調整させて下さいという事で調整する場合もあるという事で、出来るだけ人数は相手より少ないか、もしくは同じぐらいの数でしたいと思っています。それと、委員分けですが、13ページに一応私共の方で、まず会長、福会長がそれぞれの班に入って

頂くという事と、それぞれの障害の分野を均等に、民間事業者、それと関係団体をそれぞれ均等に分けて、今回チーム編成を致しました。特に、この委員、ここだから絶対他の所はいけないという事は無いんですが、目安という事でこのチーム分けを基本でヒアリングしていきたいなと思います。それと、先程いくつかの追加ございましたので、委員の皆様の出かける機会が増えるという風を感じております。

高嶺会長

5時を過ぎております。

皆さん少し延長しても構いませんか？島村委員は退席という事で、少し延長してもらって継続させていただきます。それでは村上委員。

村上委員

質問というか要望なんですけど、ヒアリングを行う委員数を対象者と同数程度という事なので、全ての委員が毎回という事にはならないかも知れないですが、今の所上がっている団体が16団体で、これからもしかしたら増えるかも知れないと、3チームなので、少なくとも1チーム5~6人で一回2時間となると、5日間ぐらいは2時間ぐらいずつ開けないといけないのかなというのがあるので、もうちょっと10月も半ば過ぎているので、実質11月、12月という事になると、出来れば日程の調整を早めをお願いをしたいという事と、このヒアリング調査票というのはどなたが記入するという事に？委員の誰かがという事でしょうか、質問します。

高嶺会長

事務局も一緒に行かれる訳ですよ？そういった部分も含め、どういう風な形で調査票書きこむのかその辺をお願いします。

金城課長

日程の方は早目に調整させて頂きたいと思います。委員の皆様にはお手数かけますが宜しくをお願いします。

ヒアリングについては基本的に事務局から一人はつく様な形になりますので、事務局の方も書くのですが、例えば事務局ひとりで書き漏れがあったり、委員の皆様が気付いた時に書きこんでいくという形で使って頂けたらいいかと思えます。

実際は、ヒアリングで聞いた部分をこの場で報告という事になりますので、委員の皆様もヒアリングした部分を忘れない程度にメモをして頂ければよろし

いのかなと思います。

ヒアリングのやり取りの議事録を起こしたりという少し時間がかかって報告に間に合わない部分もあるのかなと思いますので、事務局の方でも書き取りますが、気になる所があればメモに書いて頂きたいと思います。

これを必ず全て埋めないといけないという訳ではありませんので、差別の事例とか不利益的、もしくは嫌だなと思ったものを、どんな風な事があったかというのを書いて頂くという事と合わせて、その時にそれを無くすにはどうしたら良いのかというのを観点を持ちながらヒアリングして頂ければと思います。全部を埋めるという訳ではないと考えています。

高嶺会長

長位委員どうぞ。

長位委員

前日も出たんですが、訪問してのヒアリングと、アンケートとかメーリングリストとかでも、凄い沢山の人達に流してもいいのではないかという案件が出たんですが、その事についてはこれをそのまま流してもいいのかという事と、もう1件お願いというか、高嶺会長にお願いしたいのですが、2011年の1月に私たち、知事の方に条例、私たちが3年間積み上げてきた条例があるのですが、それを多分この委員会の中で見たことのない人達もいると思うんです。

熊本の事例までは第1回の会議で配られているのですが、それがどういう風になっているのか、条例案と、私たちが勝手にあげているのですが、それについて全て目を通して頂きたいと思っているのですが、いかがでしょうか？

高嶺会長

ヒアリング以外の方法ともう一つの件で、条例案の、要するに知事に提出されていますが、お読みになっていない方もいらっしゃるので、出来ればこの委員会に配布して欲しいという要望ですが、いかがでしょうか？

新開委員

今回のヒアリング調査の方法なのですが、例えば、似たような形で他府県の事例等ございましたら是非それを参考にさせて頂きたいと思います。別な形で私、アンケート調査したことがあります、一回で本音を聞き出すのは本当に難しいと感じております。

イメージもつくりたくないといけませんし、他府県と同じことをして同じ失敗をするぐらいならと思いますので、ありましたら、そういう形で出して頂ければ

という風に思います。こういった形でも構いません。

高嶺会長

それでは条例案の方は委員の皆さんにお配りするという形でよろしいでしょうか。

それとできれば他府県の調査の結果があれば、事例案があればこちらで準備してもらってという事で。

川勝委員

前回の会議の時にヒアリングを行う団体以外の方々からの事例等を聞いたら良いのじゃないかという事で県の方で募集をかけるという形が出来たら良いんじゃないかという話が少し出た件はどういう風になっていますか？

実際どうしても全ての人の所をカバーできるという訳ではないと思いますし、こういうヒアリング団体でヒアリングに来られる方々、来られない方でも思っているのはあると思うので、そういった方々が自分たちの話を言えるような形を作って頂けた方が事例も集まりやすいと思うんですけど。

高嶺会長

その話は事務の方から報告がありますので、そっちと同じ件ですか？

岡野委員

チーム分けの方で色んな障害分野からという事だったんですけど、川勝さんと話をして川勝さんと同じチームだから離れてもいいよねと話したので、同じ精神分野からという事で。以上です。

高嶺会長

出来れば変更という事ですけど、それを含めてもうすでに第一回のヒアリングの日程が出来ている様ですのでそれを含めて事務局の方でご説明をお願いします。

金城課長

まずアンケートの件ですが、今作業を進めていまして、ヒアリングと同じ時期、11月ぐらいから予定していますが、ネット等を使ってアンケートを取りたいと思っています。それとA班、B班、C班の当てるときの考え方なのですが、基本的には別の障害の分野の所を聞いて欲しいと思っています。ですから川勝さんと岡野さんと一緒となっていますが、それがおかしいという訳ではなくて、逆に身体とか知的の部分での皆さんの事を知ってもらいたいし、聞いてもらい

たいという事です。たまたま精神の部分でという、当事者と団体となっていてますけど他の身体、知的を聞いてもらいたいなという事で精神の分野にあてるというのは今特に考えてはいないと言う事です。

ただ場合によってはなってしまうかもしれませんが数が多くてですね。そういう風な事でやりたいと思っています。以上です。まだございますか？

川勝委員

さっきの話を伺って、なるべく精神の方でも自分たち以外の所を聞けたらと思うのですが、精神の団体が私が挙げた2団体しかないと考えたら分散していた方が色々精神としても聞けるんじゃないかと思うのですが、どうなんでしょう？

金城課長

それは少し調整させていただきます。

高嶺会長

それでは時間がかなり超過していますので、第一回のヒアリングが予定されていますので、それについて説明お願い致します

金城課長

実は第一回目の事例ヒアリングの準備をしております。今回は沖縄県手をつなぐ育成会の田中会長の所を通して事前に調整させて貰いまして、来週の10月28日金曜日でございますが、午後2時30分から場所は沖縄市の美咲特別支援学校で、学校の生徒とOB、それと保護者などを対象に実施したいと思います。

来週でございます。第一回目という事で県民会議の活動を広く県民に知ってもらいたいと言う事もありまして、事前に田中会長とは調整させていただきましたが、報道関係者の方も入れて、事例ヒアリングをしたいと考えています。

それについてはヒアリングを行う本人、それと関係者の許可を事前に得ている事をお知らせします。

ただ、第一回目が来週と時間がございませんので本日参加が可能な委員を決めたいと思います。よろしく申し上げます。

事務局の方では今回急ではございますがA班から順次お願いしたいと思えます。

参加のできる委員の皆さんの方の出席状況を委員長の方でお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

高嶺会長

時間は何時ですか？

金城課長

2時30分から4時30分まで2時間を予定しております。

高嶺会長

では、A班の方が第一回目をヒアリングするという事ですが、よろしいでしょうか？メンバーの方は。

村上委員

私はA班なんですけど、出張で県外に居りますので出席できません。すみません。

高嶺会長

他の方はよろしいでしょうか？

仲川委員

申し訳ないですけど私も参加その日は厳しい所がございまして、欠席させていただきます。よろしく願います。

新開委員

要望なのですが、このA班の10月28日の分というのは、テレビ局も報道関係者もいらっしゃるという事でオープンな形なのですよね？

それであるならビデオ撮影とかもされると言う事でしょうか？ぜひ後で私どものヒアリングをやる前に参考にさせていただきたいと思っておりますので、見せていただける機会を頂けたらと思います。

高嶺会長

いかがですか？今お二人のメンバーが難しいと言うことですが、いかがですか？

これはもうそのままでもよろしい訳ですか、それともどなたか居れば希望者がいれば一緒にいってもらっていいのか？それも含め願います。

金城課長

委員が一人とか二人とかというなら別の委員もと思いましたが、今回は二

人だけという事でしたので、そのままA班の参加できる方で今回のヒアリングはお願いしたいと思います。

高嶺会長

来週になりますが、28日の最初のヒアリングはよろしくお願いしたいと思います。

引き続き事務局の方から説明等お願いしたいと思います。

金城課長

それではお知らせの部分です。事例ヒアリングの今後の詳細日程につきましては正式に決まり次第準備を可能な限り早めにご連絡申し上げます。

ヒアリング当日については大変恐縮ではございますが現地集合でお願いしたいと思います。県内各地域になりますので、当然ながら交通費が発生しますので、交通費については支払うようにできるだけ調整をしておりますのでこの事についてはできると思います。ただ、大変申し訳ございません。事務局からの勝手なお願いでございますが、事例ヒアリングに関しましては各委員が今回の県民会議の見識を深めて、意見を共有するための機会と考えておりますので、大変申し訳ありません。謝金については予定しておりません。

ボランティアでのご参加となりますがよろしくお願い致します。以上でございます。

高嶺会長

これで全ての議事が終わりましたが、皆様からご質問が無ければ今日の審議はこれで終わりたいと思います。

長い間今日はありがとうございました。

私の不手際で時間がオーバーしてしまいました事をお許し頂きたいと思いません。

次回からまた気を付けてしていきたいと思いません。

ではこれで審議を終わりたいと思いません。ありがとうございました。

喜舎場班長

委員の皆様、本日はご参加いただきましてありがとうございました。

次回の障害者県民会議は、各委員の皆様に事前に日程アンケートを行った結果、11月18日（金）とさせていただきます。

今回は11月18日（金）県庁3階第1、第2会議室で午後4時から6時の開催を予定しております。また、資料4のとおり、3回目以降も、できるだけ

多くの方に参加していただくということで、総合的に判断して設定させていただいております。2月、3月については、現時点では日程が決まっていない方がいらっしゃいますので、2日のうちのいずれかの日ということにして、後日、正式にご案内申し上げますので、出欠確認等も含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

本日は以上をもちまして、本会を閉じたいと思ひます。

どうもありがとうございました。